

## 第1章 総則

## (趣旨)

第1条 この規定は、広島国際大学心理学部の授業科目の履修方法等について定める。

(授業科目の分類、配当年次・学期および時間数)

第2条 授業科目の分類は、卒業要件との関連で必修科目および選択科目とする。

2 開設する授業科目の分類、配当年次・学期および時間数は、別表第1のとおりとする。

3 前項の授業科目は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。なお、該当科目については、学部長が別に定める。

(履修方法)

第3条 授業科目は、学科の定めるところにより履修しなければならない。

(他大学および他学部等における授業科目の履修ならびにその取扱い)

第4条 教育上有益と認めるときは、他大学(外国の大学を含む)との協議に基づき、学長は、学生に当該他大学の授業科目を履修させることができる。

2 短期大学または高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修(平成3年度文部省告示第68号に定めるもの)を教育上有益と認めるときは、本大学における授業科目の履修とみなすことができる。

3 前2項の規定により修得した単位については、学部長は教授会の議に基づき、30単位を限度として卒業の要件として認めることができる。

4 教育上有益と認めるときは、学部間の協議に基づき、学長は、学生に他学部の科目を履修させることができる。修得した単位については、前項に準じる。

5 第2条第3項により修得した単位は、60単位を超えない範囲で卒業に必要な単位数に含めることができる。

(卒業に必要な単位数)

第5条 卒業に必要な単位数は、次表のとおりとする。

科目区分			心理学科			
			必修	選択		
共通教育科目	教養科目	国際	国際社会の理解	—	2	6*1
		学際	人間と思想・文化	—	2	
			人間と現代社会	—		
			人間と科学・技術	—		
	基礎教育科目	共通基礎	人文科学	—	4	
			社会科学	—	4	
			自然科学	2	2	
		情報処理	2			
		外国語	6			
		保健体育	1	1		
特講		2				
計	13	21				
			34単位以上			
専門教育科目	基幹科目		23	67*2		
	臨床心理学系		—			
	医療・健康・福祉系					
	産業・社会系					

	コミュニケーションプログラム		
	計	23	67
		90単位以上	
卒業必要単位数		36	88
		124単位以上	

\*1：各科目区分の卒業要件のほか、選択科目から6単位以上修得すること。

\*2：「心理実習」、「心理学実践実習(産業・社会)」、「地域支援実習」の3科目のうちいずれか1科目を含め、『基幹科目』『臨床心理学系』『医療・健康・福祉系』『産業・社会系』『コミュニケーションプログラム』から67単位以上修得すること。

## 第2章 履修申請

### (履修許可)

第6条 学生は、その年度に履修しようとする授業科目を履修申請により学部長に申請して許可を得なければならない。

### (履修申請)

第7条 履修申請は、毎年学部長が定める期間および申請要領に従って、申請しなければならない。

2 正当な理由がなく、所定の期間内に履修申請しない者は、履修を許可しない。

3 以下の授業科目を履修するためには、つぎの履修要件を充足していなければ、履修を許可しない。ただし、学修状況等を勘案し、履修の必要があると学部長が認めた場合は、この限りでない。

授業科目	履修要件
専門演習Ⅰ 専門演習Ⅱ	卒業に必要な単位数の内から50単位以上を前もって修得済みであること
心理実習	共通教育科目 必修科目13単位および選択科目を含め、24単位以上修得済みであること 専門教育科目 必修科目12単位および選択科目を含め、64単位以上修得済みであること

4 既に合格または単位を認定した授業科目を再度履修することはできない。

5 原則として、同時限に重複して履修することはできない。

6 先修科目については、別表第2に定める。

### (履修単位の上限)

第7条の2 1年間に履修できる単位数は48単位以内とする。ただし、留学生特例科目、卒業に必要な単位数に含まれない科目を除く。

2 所定の単位数を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

3 第1項にかかわらず、編入学した者および学部長が特に許可した者はこの限りでない。

### (履修申請科目の変更等)

第8条 履修申請後は、授業時間割の変更の場合を除いて、原則として追加、訂正および変更を認めない。

### (履修許可の取消し)

第9条 履修許可後においてこの規定および履修申請要領等に違反して申請していることが判明したときは、当該科目の履修許可を取り消す。

### (履修辞退)

第9条の2 学生から履修辞退の申し出があった場合、教育的効果を考慮してこれを認めることがある。

2 履修辞退の手続方法、その他必要な事項は学部長が別に定める。

## 第3章 成績評価および試験

### (成績評価等)

第10条 成績の評価は学則第26条に定めるところにより、試験のほか、学生の日常の学修状況等を勘案して行う。

2 成績はS・A・B・C・D・E・\*の7種の評語をもって表し、その評価基準はつぎのとおりとする。また、それぞれのグレードポイント(以下「GP」という)はつぎのとおりとする。ただし、再試験で合格の場合はすべてCの評語とする。

「S」：100～90点(GP：4)

「A」：89～80点(GP：3)

「B」：79～70点(GP：2)

「C」：69～60点(GP：1)

「D」：59～30点(GP：0)

「E」：29～0点(GP：0)

「\*」：評価不能

3 成績評価S、A、B、Cを合格とし、所定の単位を与える。

4 編入学等で単位認定を受けた授業科目は、「認」と表示する。また、再入学および転学部等で単位を認定した科目の評価は、学部長が別に定める。

5 単に合格または不合格をもって示す授業科目は、当該科目が合格の場合は「G」、不合格の場合は「F」と表示する。

6 第2項の成績評価による学業結果を有効利用するために、グレードポイントアベレージ(以下「GPA」という)を用いる。

7 前項に定めるGPAは、各履修科目の単位数にGPを乗じた積の合計を、総履修単位数で除して算出する。

8 つぎの授業科目は、GPAの計算対象としない。

イ 卒業要件に含むことができない授業科目

ロ 評価を「認」、「G」、「F」で表示する授業科目

ハ 履修辞退した授業科目(ただし、再履修した授業科目を辞退した場合は、既に評価された成績をもって計算対象とする)

ニ その他別に定める授業科目

(試験の方法等)

第11条 試験は、履修許可を得た科目についてのみ受けることができるものとする。

2 試験は、当該科目の授業期間中に担当教員が随時行うものとする。

3 試験の方法は、筆記、口頭試問および実技のいずれかまたは組合せによる。

4 教育上必要な場合は、追試験および再試験を実施することがある。

5 追試験は、病気その他やむを得ない理由により受験できなかった者に対して行う試験をいう。

6 再試験は、日常の学修状況が良好であるにもかかわらず、成績が合格点に達しなかった者に対して行う試験をいう。ただし、実験・実習・演習科目は除く。

(追試験および再試験の申請ならびに許可)

第12条 前条第5項の追試験を受けようとする者は、当該科目の試験終了日の翌日から起算して3日以内に、その理由を証明する書類を添えて受験不能届兼追試験願書を学部長に提出して許可を得なければならない。

2 再試験が受けられる授業科目数は、学部長が別に定める。

3 追試験および再試験の申請要領ならびに実施要領は、学部長が別に定める。

#### 第4章 1年間の授業期間および授業時間

(1年間の授業期間)

第13条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業出席の義務)

第14条 学生は、履修許可を受けたすべての授業に出席し、遅刻、欠席等のないよう努めなければならない。

(授業時間)

第15条 授業は、2時間を1時限として、つぎのとおりとする。

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
-----	-----	-----	-----	-----

9 : 00 ~ 10 : 30 | 10 : 40 ~ 12 : 10 | 13 : 00 ~ 14 : 30 | 14 : 40 ~ 16 : 10 | 16 : 20 ~ 17 : 50

第5章 卒業研究

(卒業研究着手の要件)

第16条 第4年次に配当した授業科目のうち、「卒業研究Ⅰ」または「卒業研究Ⅱ」を履修するためには、つぎの要件を充足していなければならない。

共通教育科目	必修科目13単位および選択科目を含め、24単位以上修得済みであること
専門教育科目	必修科目の内から「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」を含む16単位以上および選択科目を含め、計64単位以上修得済みであること

2 前項にかかわらず、学部長が特に認めた者はこの限りでない。

第6章 雑則

(その他)

第17条 この規定に定めるもののほか、授業科目の履修等に関して必要な事項は、学部長が定める。

(規定の改廃)

第18条 この規定の改廃は、大学・大学院運営会議および教授会の議を経て、学長が行う。

付 則

1 この規定は、2015年4月1日から施行する。

2 この改正規定は、2021年4月1日から施行する。

別表第1 開設する授業科目の分類、配当年次・学期および時間数

1 共通教育科目

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目

2 時間数を( )で囲んだ授業科目は前期または後期で開講する。

3 教養科目は1年次または2年次で開講する。

科目区分	授業科目	単位数	配当年次・学期・時間数								備考			
			1年次		2年次		3年次		4年次					
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
教養科目	国際社会の理解	国際社会の理解Ⅰ	2		(30)	(30)	(30)							
		国際社会の理解Ⅱ	2		(30)	(30)	(30)							
		国際社会の理解Ⅲ	2		(30)	(30)	(30)							
	学際	人間と思想・文化	人間と思想・文化Ⅰ	2		(30)	(30)	(30)						
			人間と思想・文化Ⅱ	2		(30)	(30)	(30)						
			人間と思想・文化Ⅲ	2		(30)	(30)	(30)						
		人間と現代社会	人間と現代社会Ⅰ	2		(30)	(30)	(30)						
			人間と現代社会Ⅱ	2		(30)	(30)	(30)						
			人間と現代社会Ⅲ	2		(30)	(30)	(30)						





	心理学概論	②	(30)	(30)	(30)	(30)							
	学習・言語心理学	2	(30)	(30)	(30)	(30)							
	発達心理学	2	(30)	(30)	(30)	(30)							
	感情・人格心理学	2	(30)	(30)	(30)	(30)							
	動物心理学	2			(30)	(30)	(30)	(30)					
	知覚・認知心理学	2			(30)	(30)	(30)	(30)					
	神経・生理心理学	2			(30)	(30)	(30)	(30)					
	色彩心理学	2			(30)	(30)	(30)	(30)					
	心理学統計法	②			(30)	(30)	(30)	(30)					
	心理学研究法A	②			(30)	(30)	(30)	(30)					
	心理学研究法B	2			(30)	(30)	(30)	(30)					
	心理学研究法C	2					(30)	(30)	(30)	(30)			
	専門職連携基礎演習Ⅰ	①	(30)	(30)									
	専門職連携基礎演習Ⅱ	①	(30)	(30)	(30)	(30)							
	ストレスマネジメント演習	①	(15)	(15)									
	心理学実験	②			(60)	(60)							
	心理学応用実験	1			(30)	(30)							
	コミュニケーション演習	①			(30)	(30)							
	専門演習Ⅰ	②					(60)	(60)					
	専門演習Ⅱ	②					(60)	(60)					
	多変量解析演習	2					(30)	(30)	(30)	(30)			
	外国書講読	2					(30)	(30)	(30)	(30)			
	卒業研究Ⅰ	②							(60)	(60)			
	卒業研究Ⅱ	②							(60)	(60)			
臨床心理学系	臨床心理学概論	2	(30)	(30)	(30)	(30)							
	心理学的支援法	2			(30)	(30)	(30)	(30)					
	公認心理師の職責	2			(30)	(30)	(30)	(30)					
	心理的アセスメント	2			(30)	(30)	(30)	(30)					
	障害者・障害児心理学	2			(30)	(30)	(30)	(30)					
	認知行動療法	2					(30)	(30)	(30)	(30)			
	教育・学校心理学	2			(30)	(30)	(30)	(30)					
	心理学の現場(教育・発達)	2					(30)	(30)	(30)	(30)			
	学校カウンセリング	2					(30)	(30)	(30)	(30)			
	心理演習Ⅰ	2			(30)	(30)	(30)	(30)					
	心理演習Ⅱ	2			(30)	(30)	(30)	(30)					
	心理実習	2					(90)	(90)	(90)	(90)			
	関係行政論	2					(30)	(30)	(30)	(30)			
医療・健康・医療心理学	2			(30)	(30)	(30)	(30)						
健康・コミュニティ心理	2	(30)	(30)	(30)	(30)								

福祉系	学										
	福祉心理学	2					(30)	(30)	(30)	(30)	
	公衆衛生学	2			(30)	(30)	(30)	(30)			
	睡眠改善学	2			(30)	(30)	(30)	(30)			
	人体の構造と機能及び疾病	2					(30)	(30)	(30)	(30)	
	精神疾患とその治療Ⅰ	2			(30)	(30)	(30)	(30)			
	精神疾患とその治療Ⅱ	2			(30)	(30)	(30)	(30)			
	高齢者支援演習	2					(30)	(30)	(30)	(30)	
	専門職連携総合演習Ⅰ	1			(30)	(30)	(30)	(30)			
専門職連携総合演習Ⅱ	1					(30)	(30)	(30)	(30)		
産業・社会系	社会・集団・家族心理学A	2	(30)	(30)	(30)	(30)					
	社会・集団・家族心理学B	2			(30)	(30)	(30)	(30)			
	社会調査法概論	2			(30)	(30)					
	司法・犯罪心理学	2					(30)	(30)	(30)	(30)	
	消費者心理学	2			(30)	(30)	(30)	(30)			
	心理グループワーク演習	2			(30)	(30)					
	産業・組織心理学	2					(30)	(30)	(30)	(30)	
	社会心理調査法実習Ⅰ	1					(30)	(30)	(30)	(30)	
	社会心理調査法実習Ⅱ	1					(30)	(30)	(30)	(30)	
	心理学実践実習(産業・社会)	1					(30)	(30)	(30)	(30)	
メディアコミュニケーション実習	1			(30)	(30)	(30)	(30)				
コミュニケーションプログラム	地域支援実習	1	(45)	(45)							
	ビジネス演習	2			(30)	(30)					
	コミュニケーション実習Ⅰ	2					(60)	(60)	(60)	(60)	
	コミュニケーション実習Ⅱ	2					(60)	(60)	(60)	(60)	
	キャリア体験	1					(30)	(30)	(30)	(30)	

別表第2

先修科目

1. A欄に掲げる授業科目を履修するためには、卒業に必要な単位数の内からB欄に掲げる授業科目を含む70単位以上を修得済みであること。

A欄	B欄
心理学実践実習(産業・社会)	コミュニケーション演習 ビジネス演習

2. A欄に掲げる授業科目を履修するためには、B欄に掲げる授業科目の単位を前もって修得済みであること。

A欄	B欄
専門演習Ⅱ	専門演習Ⅰ
卒業研究Ⅱ	卒業研究Ⅰ
心理演習Ⅱ	心理演習Ⅰ
精神疾患とその治療Ⅱ	精神疾患とその治療Ⅰ